

令和6年4月30日

岡山市週休2日工事の標準単価の取扱いについて

お知らせ

監理検査課

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し、魅力ある建設現場創出のため、週休2日工事を実施しているところですが、週休2日工事の標準単価の取扱いを改定しますのでお知らせします。

1 週休2日工事の補正係数の一部改定

週休2日工事の標準単価の取扱いを改定します。

2 適用

単価適用日が令和6年5月1日以降の工事に適用します。

3 その他

「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>

【問合せ先】

財政局財務部監理検査課

TEL 086-803-1368

週休2日工事（発注者指定型）の積算方法及び補正係数について
（「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」を除く）

積算方法

○労務費

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価（夜間、時間外等の補正後） × 週休2日補正係数

○機械経費（賃料）

- 機械賃料（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝ 機械賃料※ × 週休2日補正係数

※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

○共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】
$$K_r = A \cdot P_b$$

 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：共通仮設費対象額 A 、 b ：工種毎に決まる係数
- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝ 共通仮設費率（補正前） × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝ 共通仮設費率（施工地域補正後） × 週休2日補正係数

○現場管理費率

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第3位四捨五入2位止め】
$$J_o = A \cdot N_{p b}$$

 J_o ：現場管理費率（%）
 N_p ：対象純工事費 A 、 b ：工種毎に決まる係数
- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝ 現場管理費率（補正前） × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休2日の補正後）【小数第3位四捨五入2位止め】
＝ 現場管理費率（施工地域等補正後） × 週休2日補正係数

○市場単価・標準単価

- ・ 市場単価・標準単価（週休2日の補正後）【円未満切捨】
＝ 市場単価・標準単価（基準額） × 週休2日補正係数
- ・ 市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
＝ 市場単価・標準単価（週休2日の補正後） × 施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

補正係数

- 「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」の場合

	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

(※1) 労務費は「公共工事設計労務単価」を対象とする。

(※2) 工場製作など製作原価に係る部分については、対象外

- 「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)の電気通信設備」の場合

	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.09

(※1) 労務費は「公共工事設計労務単価」を対象とする。

(※2) 工場製作など製作原価に係る部分については、対象外

- 「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」の場合

岡山県週休2日工事実施要領(港湾・漁港工事)による

- 市場単価などの取扱い

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	4週8休以上	名称	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05	法面工		1.02
ガス圧接工		1.04	吹付砕工(※)		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.02	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
	撤去	1.05		道路植栽工	植樹
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01			剪定
	撤去	1.05		公園植栽工	
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
	撤去	1.05	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	橋面防水工		1.02
	撤去	1.05	薄層カラー舗装工		1.01
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	グルーピング工		1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	軟弱地盤処理工		1.02
道路標識設置工	設置	1.01	コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01
	撤去・移設	1.04			
道路付属物設置工	設置	1.02			
	撤去	1.05			

※ 簡易吹付法砕工(物価資料掲載以外の市場単価)

については、吹付砕工を準用

- ・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称・区分	4週8休以上
区画線工	1.05
高視認性区画線工	1.04
排水構造物工	1.05
コンクリートブロック積工	1.05
橋梁塗装工	1.03
構造物とりこわし工（機械）	1.04
構造物とりこわし工（人力）	1.05
鋼製排水溝設置工	1.05
表面被覆工（コンクリート保護塗装）固定足場	1.03
表面被覆工（コンクリート保護塗装）高所作業車	1.03
表面含浸工（固定足場）	1.05
表面含浸工（高所作業車）	1.05
連続繊維シート補強工（固定足場）	1.05
連続繊維シート補強工（高所作業車）	1.05
剥落防止工（アラミドメッシュ）固定足場	1.05
剥落防止工（アラミドメッシュ）高所作業車	1.05
漏水対策材設置工（固定足場）	1.05
漏水対策材設置工（高所作業車）	1.05
防草シート設置工	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）固定足場	1.02
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）高所作業車	1.02
塗膜除去工	1.05
バキュームブラスト工	1.02
道路反射鏡設置工（設置）	1.01
道路反射鏡設置工（撤去）	1.05
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	1.05
機械式継手工	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工	1.04
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.02
FRP製格子状パネル設置工	1.01
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.05
支承金属溶射工	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.04

○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用